

別 紙

大規模災害発生時における活動場所としての市施設の事前割り当て一覧

令和2年1月現在(所管名、施設名のみ令和6年1月更新)

	利用所管	利用目的	利用人数	利用期間(目安)	利用会議室等	備考
1	災対安全総務部(防災課)	災害対策本部を設置するため	60	発災直後～	特別会議室及び801・802会議室	マスコミ等を同席しての災害対策本部を実施する際に、特別会議室ではスペースが足りないことから、その場合には801・802会議室を利用。
2	災対安全総務部(防災課)	警察、消防、自衛隊の活動拠点として利用するため(市災害対策本部と警察活動本部ほか関係機関との連絡拠点)	45	発災直後～概ね6ヶ月	防災課北側スペース及び803・804会議室	左記とは別に、警察の施設が壊滅の被害を受けた場合にはロビー・庁舎前広場、駐車場を使用する可能性有
3	災対安全総務部(防災課)	派遣職員等の応援職員の宿泊場所等として活用するため	-	発災直後～	教育センター及び同駐車場	
4	災対戦略部(広報プロモーション課)	災害時広報活動本部(記者会見場所や記者控室)として活用	25	発災直後～事態収拾まで	第6委員会室	
5	災対戦略部(広報プロモーション課)	報道機関の車両(中継車、タクシー、マイクロバスなど)の駐車スペースとして利用するため	-	発災直後～事態収拾まで	バス兼用駐車場	
6	災対戦略部(広聴課)	被災者総合相談窓口を設置するため	30	発災1日後～概ね3か月	本庁舎1階ロビー	災対都市計画・拠点整備部と合同で設置するもの。災対財政部の罹災証明の発行窓口との併設を想定。 ※市民部事務所には事務所本部が設置され、そこでは市民相談等を受けることになることから、被災者総合相談窓口は本庁舎に設置し、事務所における各種相談の総合調整を担う。
7	災対戦略部(広聴課)	被災者電話相談窓口を設置するため	30	発災1日後～概ね3か月	201会議室	

大規模災害発生時における活動場所としての市施設の事前割り当て一覧

令和2年1月現在(所管名、施設名のみ令和6年1月更新)

	利用所管	利用目的	利用人数	利用期間(目安)	利用会議室等	備考
8	災対財政部 (税制課)	罹災証明書発行窓口を設置するため	50	発災2週間 後～概ね 4ヶ月	本庁舎1階ロビー 及び 八王子駅南口総 合事務所、浅川事 務所、由木事務 所、元八王子事務 所、北野事務所	
9	災対財政部 (資産税課)	住家被害認定調査員の出発前の集 合場所、及び、調査後の調査票作 成・確認作業を行うため	540	発災1週間 後～概ね 4ヶ月	職員会館体育室※1	
10	災対市民部 (斎場霊園事務 所)	遺体収容所として利用するため	-	発災直後 ～概ね2ヶ 月	八王子市斎場	
11	災対福祉部 (福祉政策課・社 会福祉協議会)	災害ボランティアセンターとして利用 するため	200	発災直後 ～概ね3ヶ 月	コニカミノルタサイ エンスドーム (こども科学館)	
12	災対健康医療部 (健康医療政策 課)	DMAT、都医療救護班、日本赤十字 社東京支部等の派遣機関の待機場 所として利用するため	30	発災6時 間後～概 ね1週間	職員会館第1会議 室	
13	災対健康医療部 (健康医療政策 課)	派遣されたDMAT隊の車両待機場所 として使用するため	-	発災6時 間後～概 ね1週間	本庁舎東側駐車 場 (守衛室前駐車 場)	救急車両3台分
14	災対健康医療部 (健康医療政策 課・保健総務課)	①全国から集まるDMAT,JMATの医 療救護体制の受入・活動支援を行う ため ②災害薬事センターとして活用する ため (用途 例) ・朝、夕に全国から集まる医師等(50 名体制)のミーティング実施 ・派遣チームの宿泊まりする場所(自 炊できる施設) ※最大100名規模の活動拠点となる	100	発災直後 ～概ね4か 月	大横保健福祉セン ター全館【会議室、 調理室、レクリ エーション室な ど】、駐車場	
15	災対産業振興部 (産業振興推進 課)	トラック協会等との事務作業のため	20	発災直後 ～概ね3ヶ 月	701会議室	

大規模災害発生時における活動場所としての市施設の事前割り当て一覧

令和2年1月現在(所管名、施設名のみ令和6年1月更新)

	利用所管	利用目的	利用人数	利用期間(目安)	利用会議室等	備考
16	災対資源循環・環境部 (ごみ減量対策課・清掃施設整備課)	ごみ・がれき処理に関する市民相談窓口を設置するため	-	発災数日後～概ね3か月	本庁舎1階ロビー	
17	災対水循環部 (下水道課)	下水道災害対応拠点として利用するため	100	発災直後～概ね6ヶ月	北野ポンプ場管理本館2階の大会議室(事務室)、小会議室(会議室A)、施設横駐車場	
18	災対まちなみ整備部本部 (住宅政策課)	災対まちなみ整備部本部を設置するため	30	発生直後～概ね1年	501会議室	
19	災対まちなみ整備部 (建築指導課)	被災建築物応急危険度判定 判定実施本部	50	発災直後～概ね3週間程度	職員会館第2・3会議室 及び職員会館体育室※1	
20	災対まちなみ整備部 (建築指導課)	被災建築物応急危険度判定 判定実施本部 (判定実施外部拠点)	20	発災直後～概ね3週間程度	石川事務所2階 地域福祉推進拠点石川、駐車場	
21	災対まちなみ整備部 (建築指導課)	被災建築物応急危険度判定 判定実施本部 (判定実施外部拠点)	20	発災直後～概ね3週間程度	地域子ども家庭支援センター南大沢(旧保健センター南大沢分室)2階会議室、駐車場	
22	災対まちなみ整備部 (建築指導課)	被災建築物応急危険度判定 判定実施本部 (判定実施外部拠点)	20	発災直後～概ね3週間程度	元八王子事務所 市民集会所2階 大会議室、駐車場	
23	災対まちなみ整備部 (建築指導課)	被災建築物応急危険度判定 判定実施本部 (判定実施外部拠点)	20	発災直後～概ね3週間程度	東浅川保健福祉センター4階第4集会室、駐車場	
24	災対まちなみ整備部 (開発指導課)	被災宅地危険度判定 判定実施本部	50	発災直後～概ね4週間後	職員会館第2・3会議室 及び職員会館体育室※1	

大規模災害発生時における活動場所としての市施設の事前割り当て一覧

令和2年1月現在(所管名、施設名のみ令和6年1月更新)

	利用所管	利用目的	利用人数	利用期間(目安)	利用会議室等	備考
25	災対まちなみ整備部 (開発指導課)	被災宅地危険度判定 判定実施本部 (判定実施外部拠点)	50	発災直後 ～概ね4週間後	地域子ども家庭支援センター南大沢(旧保健センター南大沢分室)2F会議室、 駐車場	
26	応急危険度判定実施本部 (住宅政策課)	応急危険度判定実施本部(被災建築物・被災宅地)を設置するため	50	発生直後 ～7日	502会議室	市職員をはじめ外部からの派遣者など応急危険度判定に係る職員が集まる判定実施本部(災対まちなみ整備部本部とは異なる使用)
27	災対学校教育部 災対生涯学習スポーツ部 (教育総務課・生涯学習政策課)	災対学校教育部・災対生涯学習スポーツ部の本部を設置するため	32	発災直後 ～概ね3ヶ月	702会議室	
28	議会事務局 (庶務調査課)	災害対策議会本部として活用するため	50	発災直後 ～	全員協議会室 及び 議会運営委員会室	

- ※1 職員会館体育室については、「災対財政部(住家被害認定調査関係)」「災対まちなみ整備部(被災建築物応急危険度判定関係)」「災対まちなみ整備部(被災宅地危険度判定関係)」の共同利用とする。
目安として、体育室の入口より右手を「災対財政部(住家被害認定調査関係)」、左手を「災対まちなみ整備部(被災建築物応急危険度判定関係)」「災対まちなみ整備部(被災宅地危険度判定関係)」で利用。
- ※2 八王子市富士森体育館分館競技場については、①派遣職員等の応援職員の宿泊場所である教育センターが不足する場合 ②遺体収容所である八王子市斎場、檜原斎場では不足する場合 に活用することを想定。
- ※3 食堂については、職員の食事や休憩スペース、また、自衛隊や警察、消防といった機関の利用等を想定し、事前割り当ては行わない。

様 式

応援要請シート（八王子市）

年 月 日 時 分作成

要請先：東京都災害対策本部人員調整部門

自治体名・担当部署名		
担当者名・連絡先		TEL： - - 防災行政無線： E-mail：

業 務 名		
要 請 人 数		
期 間 （ 想 定 ）		
集 合 場 所		
活 動 内 容		
応援職員に求める要件	☐ 有 ☐ 無	職種： 資格： 経験：
活 動 場 所	拠 点	
	現 場	
	資 機 材 等	☐ 有 ☐ 要持参 ☐ 不要
業 務 マ ニ ュ ア ル	☐ 有 ☐ 無	マニュアル等名：
備 考		

【都災害対策本部処理欄】

派遣要請等 結果報告	
---------------	--

応援職員等名簿

年 月 日作成

- ◆ 本様式は、担当部署における応援職員等の受付をする際に使用する。
- ◆ 名簿は、業務ごとに受入れの都度作成し、担当部署内で保存する。
- ◆ 各区市町村災害対策本部への報告及び都災害対策本部人員調整部門への報告は「受援状況報告書（様式 3－1 又は 3－2（※）」を使用する。

業 務 名	
-------	--

NO.	応援団体名	氏 名	職種	派遣期間	性別
1					男・女
2					男・女
3					男・女
4					男・女
5					男・女
6					男・女
7					男・女
8					男・女
9					男・女
10					男・女
11					男・女
12					男・女
13					男・女
14					男・女
15					男・女
16					男・女
17					男・女
18					男・女
19					男・女
20					男・女

※様式 3－2 は、都の各局が都の人員調整部門に報告する様式であるため、本計画には記載しない。

受援状況報告書（八王子市）

年 月 日作成

送付先：東京都災害対策本部人員調整部門

- ◆ 本様式は、他団体等からの応援を受入れた後、受援の状況を報告する際に使用する。
- ◆ 担当部署は、応援を受入れた際、業務ごとに報告書を作成し、各区市町村災害対策本部を経由して都災害対策本部人員調整部門へ報告する。

自治体名・担当部署名		
担当者名・連絡先		内線： - 防災行政無線： E-mail：

業 務 名					
活 動 内 容					
活 動 状 況	番号	派遣元団体名	本日の 派遣人員数	延べ 派遣人員数	明日の 活動予定
			人	人	人
			人	人	人
	合計		人	人	人
派 遣 期 間					
活 動 場 所					
報 告 内 容 (活動実績、課題、 今後の予定等)					

別 添

現地機動班

1 業務の概要

- (1) 大規模災害発生時に、市庁舎や大規模救出救助活動拠点に参集して活動する都の職員。
- (2) 市庁舎では、都の情報連絡員として活動し、大規模救出拠点では自衛隊等の受入れ準備や受入れに伴う各機関との連携、各種調整など、各機関の活動に必要な支援を行う。

2 担当所管

生活安全部防災課

3 活動内容

(1) 市庁舎

- ・東京都総合防災部との情報連絡員
- ・DIS を用いて被害状況等の各種情報を都へ報告・調整
- ・八王子都税事務所に一度集合してから、市庁舎へ参集する。

八王子都税事務所 住所：明神町 3-19-2 東京多摩未来メッセ
(東京都立多摩産業交流センター) 庁舎・会議室棟 6 階 : [REDACTED]

(2) 大規模救出活動拠点

- ・自衛隊や他県の消防部隊等の広域応援の受入れ準備や各機関との連携、各種調整などの活動に必要な支援を行う。

4 応援職員等に求める要件

- ☐ 有
☒ 無

5 支援に係る手順等

- (1) 震度 6 弱以上の大地震が発生した際に自動参集。
- (2) 現地機動班が参集してこない場合は、次の部署に確認を行う。

【区市町村調整部門】

外線：[REDACTED]、災害時有線電話：[REDACTED]
都防災行政無線：[REDACTED]、メール：[REDACTED]

平常時の連絡先：総合防災部 防災対策課 ([REDACTED])

6 派遣時に求める資機材等

全都移動系無線機、MCA 無線機

市災害対策本部支援

1 業務の概要

大規模災害発生時、被災自治体の災害対策本部は、混乱した指揮系統の中で、過去経験したことのない様々な事象に対して、迅速な決定・対応をしていく必要がある。

この様な、災害対策本部の活動を円滑に実施するため、必要に応じて、総務省の「被災区市町村応援職員確保システム」による「総括支援チーム」の派遣を要請する。

○総括支援チーム

被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、「災害マネジメント総括支援員（地方公共団体職員）」等により編成された支援チーム

災害マネジメント総括支援員

被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために派遣される地方公共団体の応援職員（総務省が管理する名簿に事前登録された災害対応に関する知見を有した地方公共団体の管理職）

2 担当所管

生活安全部防災課

3 活動内容

- (1) 市長への助言
- (2) 都をはじめとする関係機関及び総務省との連携等

4 応援職員等に求める要件

- ☒ 有 （ 管理職経験を有する災害対応に関する知見を有した者及びそれを補佐する者 ）
- ☐ 無

5 応援に係る手順等

「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱（総務省作成）」に基づき、次のとおり対応する。

- (1) カウンターパート団体決定前に、災害マネジメントの支援が必要な場合は、受援総括班を通じて、都人員調整部門に、総括支援チームの派遣を要請する。
- (2) カウンターパート団体決定後に、災害マネジメントの支援が必要な場合は、受援総括班を通じて、カウンターパート団体に、総括支援チームの派遣を要請する。
指定されたカウンターパート団体では派遣が困難場合は、総務省が調整する。
- (3) 総括支援チームの派遣を要請する際は、その旨を記載した文書により要請する。

ただし、文書を提出するいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日文書により要請を行う。

6 派遣時に求める資機材等

特になし

避難所運営

1 業務の概要

市立小・中・義務教育学校や市民センター等、市内 135 の指定避難所は、被害が復旧されるまで、住家を失った市民等が臨時に生活をする場である。避難者名簿の作成や広報活動、救援物資の供給・受入など避難所担当職員が担う業務は多岐にわたり、また、避難所運営が長期に及ぶ場合には、交代する職員も必要となる。

避難所を開設した際は、各避難所で従事する職員の状況を把握し、人員が不足する場合は市災害対策本部に庁内応援を依頼する。それでも人員が不足する（ことが見込まれる）場合は市災害対策本部に応援要請を行い、派遣された応援職員を必要な避難所へ配置する。

2 担当所管

主担当：学校教育部教育総務課

副担当：市民活動推進部協働推進課、生涯学習スポーツ部生涯学習政策課

3 活動内容

(1) 市職員：管理業務

避難所管理責任者として避難所を統括し、災害対策本部への連絡や応援職員への指示等を行う。

(2) 応援職員：現場・窓口業務

市職員からの指示により活動。また、自主防災組織や地域住民などと協力して避難所運営全般を担う。避難所に自主運営組織が設置された際は、自主運営組織の支援にあたる。

(主な活動内容) 避難者名簿の作成、広報活動、救援物資の供給・受入、仮設トイレの設置、ボランティア対応、要配慮者や在宅避難者への対応など

4 応援職員等に求める要件

- ☐ 有
☒ 無

5 受援に係る手順等

- (1) 必要となる応援職員数の把握（避難所 1 か所あたり 8 名の応援職員を想定）
- (2) 応援職員を配置する避難所の検討
- (3) 様式 1 - 1 により受援総括班へ応援要請
- (4) 応援職員を避難所に配置

6 派遣時に求める資機材等

マスク、軍手、ゴム手袋等の応援職員自身が使用する消耗品

物資仕分・荷下ろし等

1 業務の概要

大規模災害が発生した場合、市に対して、大量の救援物資が届けられることが予想される。市では、これらの救援物資を受入れ、被災者に確実に届けることができる体制を整備しておく必要があるが、被災市において、救援物資の受入れから配分までの全てを円滑に行うことは、マンパワー的にも困難である。

発災初期から発災後概ね3日間は、市の備蓄物資で対応する()。また、4日目以降は、市の地域内輸送拠点に都から要請を受けた国や他都道府県等の広域団体から物資が搬送されることとなる。

市の輸送拠点等における物資の荷下ろし、積み込み及び仕分に要する人員が不足し、又は不足することが見込まれる場合には、速やかに産業振興部で集約し、受援総括班へ応援要請を行う。

基本的には避難所ごとに備蓄している備蓄物資により対応するが、避難所の備蓄物資が不足する場合は、独立型防災倉庫又は未開設の避難所防災倉庫の備蓄物資を不足が生じている避難所へ搬送する。

2 担当所管

産業振興部産業振興推進課

3 活動内容

- (1) 市職員 物資の仕分、物資の荷下ろし及び物資の積み込みの指揮
- (2) 応援職員 市職員の指示により、物資の仕分、物資の荷下ろし及び物資の積み込み

4 応援職員等に求める要件

- ☒ 有 (重作業の可能性もあるので、腰痛等持病のない方)
- ☐ 無

5 受援に係る手順等

- (1) 救援物資の受入れに関し、物資の仕分、物資の荷下ろし及び物資の積み込みに関し、人員が不足する場合には、産業振興推進課は必要な人員を算出する。
- (2) 産業振興推進課は、様式1-1により受援総括班へ応援の要請を依頼する(受援総括班が都へ要請し、都から広域応援協定団体等へ応援要請が行われる)。

6 派遣時に求める資機材等

特になし

7 その他

上記応援だけでは、十分な要員が確保できず、一般ボランティアに対しても派遣を要請する場合は、市ボランティアセンターへ派遣を要請する。

物資仕分・荷下ろし等
産業振興推進作成

被災者総合相談窓口(窓口受付等)

1 業務の概要

大規模災害が発生した場合、被災者及び市民から各種問い合わせが寄せられることが予想される。

そのため、被災者及び市民からの相談・要望・苦情などを一元的に受けつける被災者総合相談窓口及び電話相談窓口を設置することにより、各種相談等に円滑かつ効果的に対応する。

2 担当所管

総合経営部 広聴課 応援要請担当

拠点整備部 市街地活性課(部内の統括)、市街地整備課、都市整備課

3 活動内容

(1) 市職員(担当所管職員)

主として統制・管理・トラブル対応業務

(2) 応援職員(本市職員、その他応援者)

窓口・電話対応業務

各種相談を一元的に受けつけ、内容ごとに適切な情報及び担当所管等を案内する。

4 応援職員等に求める要件

☐ 有

☒ 無

5 支援に係る手順等

(1) 被災状況に応じて相談窓口を設置する場所、規模等を決定する。

(事前予定では、被災者総合相談窓口は本庁舎1階ロビー、電話相談窓口は本庁舎201会議室に設置予定。本庁舎以外については、市民部及び学校教育部と連携。)

(2) 業務ごとに必要な人数(窓口要員、整列要員、電話対応要員、トラブル対応要員、統括要員等)を算出し、市職員の参集状況、参集予定、及び交代ローテーション等を考慮し、応援を要請する人数を決定する。

(3) 様式1-1により受援総括班へ応援要請を行う。

6 派遣時に求める資機材等

特になし

7 その他

(1) 想定される相談内容に係る回答例や担当所管等の資料は、広聴課から応援職員へ手交する。

(2) 電話相談窓口を設置する201会議室の電話番号：

住家被害認定調査

1 業務の概要

市では被災者の生活再建支援の際必要となる「罹災証明書」を発行するが「罹災証明書」に記載される被害程度により、受けられる支援の内容が異なってくる。

このため被害を受けた建物を現地調査し、被害の程度を認定するものである。

2 担当所管

総括・管理：財政部資産税課

応援要請担当：財政部収納課

3 活動内容

(1) 市職員

(2) 応援職員

業務内容に差はない。

財政部職員については、各業務のリーダー的な存在として業務にあたる。

【必要職員数の算出に係る考え方】

- ・ 発災後 90 日以内に市内の全ての住家（15 万棟）の第 1 次調査を実施
- ・ 1 チーム 3 名で、最大 95 班体制
- ・ 1 チームあたり木造で 30 棟/日の調査を想定

4 応援職員等に求める要件

☒ 有

- ① 上記 3-(3)の事務担当については、被災地被害認定調査の業務管理経験者
- ② 普通自動車運転免許所有が望ましい

☐ 無

5 受援に係る手順等

- (1) 発災後約 3 日を目途に被害認定調査計画を策定し必要人員の算定をする。
- (2) 発災後 4 日目に庁内応援者を要請（応援期間：発災後 8 日目～最長 4 カ月）
- (3) 発災後 4 日目庁外応援第 1 回を要請（応援期間：発災後 16 日目～45 日目）
- (4) 発災後 20 日目庁外応援第 2 回を要請（応援期間：発災後 46 日目～75 日目）
- (5) 発災後 50 日目庁外応援第 3 回を要請（応援期間：発災後 76 日目～120 日目）

※ 様式 1-1 により応援要請を行う。

6 派遣者に求める資機材等

防災服または作業着、ヘルメット、安全靴等の装備

罹災証明書発行業務

1 業務の概要

- (1) 会場外誘導担当：罹災証明書発行会場への誘導・会場外における申請者の整理を行う。
- (2) フロア担当：整理券の発行、会場内での誘導、申請書の記載補助を行う。
- (3) 発行窓口・バックオフィス担当：申請書を受理し、本人確認及び必要事項の確認を行い、証明発行を行う。被害認定結果について、検索を行い、本人に伝達し、本人が納得した場合、端末から罹災証明書を出力し、交付する。窓口立たない者は、バックオフィスで窓口間の書類移動、書類整理、申請書と控えの突合、電話対応、郵送処理等の業務を行う。
- (4) 検索窓口担当：被害認定結果を確認できない場合に、調査票の原本等をもとに再検索する。
- (5) 判定相談・二次再調査窓口担当：判定結果に対する相談や二次調査申込等に対応する。個室対応を要する場合は、収納課の相談ブースへ案内する。

2 担当所管

財政部税制課

3 活動内容

- (1) 市職員
- (2) 応援職員

業務内容に差はない。

財政部職員については、各業務のリーダー的な存在として業務にあたる。

4 応援職員等に求める要件

- ☒ 有 （ 罹災証明書発行経験のあることが望ましい ）
- ☐ 無

5 支援に係る手順等

- (1) 罹災証明書発行計画に基づき、被害状況に応じた発行体制、発行準備を行う。
- (2) 発行時期、発行場所、周知の方法、受付会場のレイアウト、手順、必要な機材などを決定する。
- (3) 上記(2)で決定した計画に基づき、様式1-1により支援総括班へ支援要請を行う。
- (4) 応援職員への研修を実施する。

6 派遣時に求める資機材等

特になし

都市復興基本計画策定のための家屋被害状況調査

1 業務の概要

家屋・住家の被害状況の把握は、市街地復興のあり方を検討する上で必要不可欠であるとともに、八王子市及び東京都の災害廃棄物処理計画及び住宅復興計画の策定等、市民生活の再建のための施策立案及びその実施に当たっての重要な基礎資料となるものである。

家屋被害状況調査結果は「家屋被害台帳」「家屋別被害状況図」「地区別被害状況図」として整理し、復興地区区分の設定として活用するとともに、その補足資料として公表する。また、「家屋被害台帳」「地区別状況図」を東京都に送付する（東京都は全都の「被害状況図」及び「家屋被害台帳」を作成し、公表する）。

八王子市では、家屋被害状況調査として住家被害認定調査の第一次判定を活用することを基本とし、住家被害認定調査に時間を有する場合は別に実施する。

2 担当所管

家屋被害状況調査にかかる応援要請業務：都市計画課

（住家被害認定調査の実施のための応援要請業務は財政部が行う（P59 参照））

3 活動内容

（１）市職員：調査の全体調整・管理

（２）応援職員：調査結果の入力・整理作業

4 応援職員等に求める要件

☒ 有 （土地家屋に関する知識や GIS 等の地図作成の知識がある者が望ましい）

☐ 無

5 支援に係る手順等

（１）住家被害認定調査の進捗状況から、その一次判定を家屋被害状況調査として活用可能であるか確認する。活用できない場合には、独自で家屋被害概況調査を実施する。

（２）住家被害認定調査の第一次判定が活用可能である場合、一次判定結果を調査集計表に入力する。

（３）調査集計表の作成また家屋被害概況調査を実施するにあたって人員が不足する場合には、様式 1 - 1 により支援総括班へ応援要請を行う。

（４）市の支援総括班は応援要請を集約し、東京都に支援を要請する。

6 派遣時に求める資機材等

調査結果の入力・整理作業用のパソコン（本市のパソコンが破損等により不足する場合）

被災建築物応急危険度判定（社会公共施設等）

1 業務の概要

被災した市民が生活し、又は利用する社会公共施設等については、施設管理者の責任において早急に建築技術者による応急危険度判定を実施し、必要な場合は施設の継続使用による二次災害防止のための措置（立入禁止・立入制限・応急工事等）を講じる必要がある。

特に、市有建築物等のうち、避難施設等となる防災拠点施設（民間施設を含む。）等の防災上特に重要な建築物、応急仮設住宅等になりうる市営住宅については、発災直後から 3 日以内を目途に応急危険度判定を実施する必要がある。

2 担当所管

まちなみ整備部建築指導課（公共建築物等応急危険度判定本部）

3 活動内容

市民が生活し、又は利用する市有建築物及び社会公共施設等に係る応急危険度判定の実施

4 応援職員等に求める要件

- ☒ 有（都立建築物応急危険度判定技術者、被災建築物応急危険度判定員）
☐ 無

5 応援に係る手順等

- （1）発災後、市域にて震度 6 弱以上の地震が発生した場合、または、被災状況に応じて、応急危険度判定実施が必要と認められる場合、公共建築物等応急危険度判定本部（以下「判定本部」という。）を設置する。
- （2）施設を管理する市各部（以下「施設管理所管」という。）は、大規模災害が発生した場合、施設管理者として安全確認を実施する。
- （3）安全確認の結果、応急危険度判定の実施が必要であると判断した場合、施設管理所管は、速やかに応急危険度判定を実施する。
- （4）施設管理所管は、自ら応急危険度判定を実施することが困難な場合、判定本部へ、応急危険度判定の実施を依頼する。
- （5）判定本部は、応急危険度判定の実施のため、契約資産部建築課へ、協力を依頼する。
- （6）判定本部は、公共建築物等応急危険度判定実施計画を策定する。それに基づき、判定技術者が不足する場合は、判定技術者の支援要請を調整・決定し、都本部（公共建築物等応急危険度判定部会）へ応援要請を行う。

避難施設や災害拠点病院等の防災上特に重要な民間施設において、当該施設が自ら応急危険度判定等を実施することが困難であり、かつ、必要がある場合は、当該民間施設においても市有建築物と同様に対応する。

6 派遣時に求める資機材等

特になし

7 その他

都の事務分担としては、民間・区市町村立建築物の担当は都市整備局、都立建築物の担当は財務局が担当している。

被災建築物応急危険度判定（民間住宅等）

1 業務の概要

発災直後において、余震等に伴う建築物の倒壊や落下物・転倒物によって生じる二次災害を防止するため、発災後 1 週間を目途にその建築物の被災状況を調査し、当該建築物の当面の使用の可否について判定し、その結果を使用者等に周知する。

2 担当所管

まちなみ整備部建築指導課（被災建築物応急危険度判定実施本部）

3 活動内容

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めるマニュアルに基づき、建物の当面の使用にあたっての危険性を判断する。

4 応援職員等に求める要件

- ☒ 有 （ 被災建築物応急危険度判定員 ）
☐ 無

5 応援に係る手順等

- （１）発災後、市域にて震度 6 弱以上の地震が発生した場合、または、被災状況に応じて、被災建築物の応急危険度判定を実施するため、被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置し、市災害対策本部へ報告するとともに、東京都都市整備局内に設置された、区市町村の応急危険度判定の支援を行う応急危険度判定支援本部（以下「判定支援本部」という。）へ実施本部の設置を報告する。
- （２）実施本部は、被災状況から判定実施計画を策定する。それに基づき、被災建築物応急危険度判定員（以下「判定員」という。）の支援要請を調整・決定し、判定員が不足する場合は、判定支援本部に応援要請を行う。
- （３）実施本部は、判定支援本部との調整を行い、応援判定員の受入れ態勢を確立し、判定業務実施に向けた準備を進め、判定実施計画に基づき、判定業務を開始する。

6 派遣時に求める資機材等

特になし

被災宅地危険度判定

1 業務の概要

大規模な地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等に伴う二次被害を軽減・防止し、住民の安全を確保するために、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を調査し、その結果を宅地の使用者等に周知する必要がある。

2 担当所管

被災宅地危険度判定実施本部： まちなみ整備部開発指導課及びまちなみ整備部開発審査課

実施本部長： まちなみ整備部開発指導課長 実施副本部長： まちなみ整備部開発審査課長

3 活動内容

「まちなみ整備部 災害対策マニュアル」の被災宅地危険度判定業務マニュアル（42 ページ）に基づき活動する。

具体的には、被災宅地危険度判定連絡協議会が定める基準に基づき、住居である建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地について宅地の危険度を判定。

（1）庁内職員

被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）に総括（4 人）、情報担当（4 人）、庶務担当（6 人）、計画担当（4 人）、判定担当（6 人）を配置し、実施本部を運営する。

（2）応援職員

実施本部計画担当が作成する判定実施計画に基づき、宅地の危険度を判定する。

4 応援職員等に求める要件

☒ 有 （ 被災宅地危険度判定士 ）

☐ 無

5 支援に係る手順等

（1）被災宅地危険度判定の実施が決定した場合には、直ちに被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

（2）実施本部情報担当は、判定実施計画に基づき、判定に必要な被災宅地危険度判定士や資機材が足りない場合、東京都都市整備局（被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。））に支援要請（第 1 報）を行う。

（3）実施本部情報担当は、判定実施計画に基づき、支援本部に具体的な支援の要請（第 2 報）を行う。

（4）受援業務担当窓口は実施本部庶務担当とし、被災宅地危険度判定士・判定調整員の受入れ、資機材の調達等の業務を行う。

6 派遣時に求める資機材等

認定登録証、判定マニュアル・手引き、ヘルメット、バインダーが入るビニール袋、雨具、防寒具（ジャンパー、ミニカイロ）、水筒、デジタルカメラ、軍手、ナップサック、携帯電話、パソコン

応急仮設住宅等の供与に係る業務

1 業務の概要

震災等により住家を滅失し、自己の資力によっては、住家を確保できない被災者に対して応急仮設住宅の供与が必要となる。都が災害救助法に基づき応急仮設住宅の供給を決定した場合には、応急仮設住宅等の必要量を迅速に把握し、都や関係団体と連携・協力し公共住宅（市営住宅、都営住宅、独立行政法人都市再生機構、公社住宅等）の空き住戸、市内の民間賃貸住宅の空き住戸を借上げ等による確保を開始するとともに、応急仮設住宅等の管理体制を整え、入居者募集の受付・審査等の事務を行い、入居者管理のために必要な帳票を整備する。

2 担当所管

- （１）入居希望者募集・受付業務：市民部、避難所主管部、被災者総合相談窓口
- （２）住宅管理・入居者選定：まちなみ整備部住宅政策課
- （３）応援要請業務：まちなみ整備部住宅政策課

3 活動内容

- （１）市職員：応急仮設住宅等の確保、入居者の募集・受付・入居審査等の統制・管理業務を行う。
- （２）応援職員：応急仮設住宅等の入居者の募集・受付・入居審査等の窓口業務、申請の取りまとめの補助を行う。

4 応援職員に求める要件

- ☒ 有 （ 公的住宅の入居審査経験があるのが望ましい ）
- ☐ 無

5 支援に係る手順

- （１）市営住宅の被害状況を確認し、応急危険度判定の準備を整える。
- （２）都の供給方針に基づき、市の募集計画を策定する。
- （３）住宅政策課は入居受付・審査等の業務について、人員の不足が見込まれる場合は支援の人数を算定し都に支援を要請する。
- （４）応急借上げ住宅担当を設定するなど、提供体制を構築する。
- （５）市営住宅については、応急危険度判定調査や被災度区分判定調査の実施後、利用可能な住戸を確認する。
- （６）応急仮設住宅等の供給に伴い、管理のために必要な帳票を整備する。
- （７）東京都や市内の宅地建物取引業団体から、利用可能住宅の情報を入手する。
- （８）住宅政策課は、都が作成する仮設住宅入居者の募集計画に基づき、市の募集要領を作成する。
- （９）災対市民部、避難所主管部に受け付け方法を指示し、受付に必要な人員配置を行い被災者相談窓口又は避難所にて入居希望者を受け付ける。
- （１０）入居希望者の取りまとめを行い、都が策定する選定基準に基づき入居者を選定する。

6 派遣時に求める資機材等

特になし

応急修理に係る業務

1 業務の概要

首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、被災した住宅の居住性を維持するため居住に必要な最小限の応急修理の実施が必要となる。

災害救助法が適用された地域において、震災により住居が半壊し、又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

2 担当所管

契約資産部建築課

3 活動内容

半壊等の被災住宅に対する応急修理に関し、募集・受付・審査等の業務を行う。

4 応援職員等に求める要件

- ☒ 有 （ 木造住宅、非木造住宅の部位に関する知識があることが望ましい ）
☐ 無

5 応援に係る手順等

- （１）契約資産部建築課は、職員の参集状況や災害の状況等を把握し、業務（募集、受付、審査等）に必要な人員から不足人員を算出し、応援要員数を決定する。
- （２）契約資産部建築課は、東京都都市整備局に応援を要請する。
- （３）東京都都市整備局は、契約資産部建築課から募集・審査業務に係る応援要請を受けた場合は、庁内各局及び都内の非被災区市町村と応援に向けた調整を進めるとともに、広域応援協定団体に対して応援を要請する。

6 その他

前項の応援では十分な要員が確保できない場合は、状況により協定自治体への応援要請を行う。
この場合は、原則として、応援総括班に依頼する。

- ・協定相手先（中核市、姉妹都市、甲州街道サミット参加市、その他）
- ・応援要請手続（各協定に規定した方法で要請）

7 派遣時に求める資機材等

特になし

災害廃棄物の処理

1 業務の概要

非常災害発生時に、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を進め、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するために、本市だけでは人材、資機材が不足して対応が困難なことが予測される場合、近隣市町村、一部事務組合、東京都との連携を図るとともに、人材や資機材について都外の自治体へ応援を要請する必要がある。

2 担当所管

資源循環部清掃施設整備課（主担当）

資源循環部ごみ減量対策課（副担当）

3 活動内容

(1) 市職員

計画・管理業務、災害廃棄物処理 等

(2) 応援職員

大量に発生する災害廃棄物の一次仮置場等の現場運営、災害廃棄物収集運搬等

4 応援職員等に求める要件

- ☒ 有 （ 清掃行政に携わる職員であることが望ましい ）
☐ 無

5 受援に係る手続等

- (1) 非常災害発生後、直ちに災害廃棄物の要処理量の暫定値を算定、多摩地域市町村・一部事務組合、協議会、東京都環境局と連携を図り八王子市災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理実行計画を策定。
- (2) 災害廃棄物処理実行計画に基づき、不足が見込まれる業務内容の把握や応援を必要とする人員、資機材及び期間を算出し、応援を要請する。
- (3) 応援活動に必要な情報収集の継続、活動環境を確保する。

6 派遣時に求める資機材等

- ・ 災害廃棄物収集運搬のための塵芥車
- ・ 災害廃棄物一次仮置場管理のためのフォークリフト、ショベル等の重機類
- ・ 防塵マスク、安全靴、ヘルメット、作業着等の活動に必要な資機材

医療・保健支援(医師・保健師の派遣等)

1 業務の概要

(1) 本部機能

災害発生時、医療救護活動拠点（災対健康医療部本部）を大横保健福祉センターに設置する。
その業務遂行が難しい場合、都・都外から DHEAT（災害時健康危機管理チーム）の派遣を要請する。

(2) 医療支援体制

ア 市内医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会への要請

多数の負傷者が発生した場合には、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会などの関係機関と協力し、緊急医療体制を構築する。

イ 他道府県・自治体への要請

東京都地域災害医療コーディネーターを通じて都に医療チームの派遣を要請する。

(3) 保健衛生支援体制

避難所や各世帯における保健衛生に関する支援（感染症・地域保健・環境・食品・動物・栄養等）において、市職員のみでは対応できない業務について、都及び都を通じて各道府県へ派遣を要請する。

2 担当所管

(1) 本部機能（主：健康医療部健康医療政策課 副：健康医療部保健総務課）

(2) 医療支援の受入れ（主：健康医療部健康医療政策課 副：健康医療部保健総務課）

(3) 保健衛生支援の受入れ

（保健師の受入れ 主：健康医療部保健総務課 副：健康医療部大横保健福祉センター）

（保健師以外の保健衛生支援の受入れ 主：健康医療部保健総務課 副：健康医療部生活衛生課）

3 活動内容

(1) 本部機能

ア 市職員

- ・大横保健福祉センターに医療救護活動拠点（災対健康医療部本部）を設置、運営
- ・医療情報・保健衛生情報の収集・伝達・周知
- ・避難所等地域における保健衛生医療ニーズの把握
- ・市医師会等に対する医療救護班等の編成・派遣
- ・医療チーム・保健衛生チームの派遣要請
- ・医療チーム・保健衛生チームの派遣受入
- ・医療チーム・保健衛生チームの再配分
- ・傷病者受入れ病院の確保

イ DHEAT（災害時健康危機管理チーム）

- ・医療救護活動拠点（災対健康医療部本部）の本部体制立ち上げ支援
- ・保健医療活動支援
- ・情報収集支援

(2) 医療支援

ア 市職員

- ・緊急医療救護所の設置及び運営

イ 応援職員

①緊急医療救護所における医療活動（市内医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会）

- ・傷病者に対するトリアージ
- ・傷病者に対する応急処置及び医療
- ・傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- ・死亡の確認及び遺体の検案への協力
- ・助産救護等

②緊急医療救護所以外での医療活動（都医療班、東京 DMAT、他県 DMAT 等）

- ・避難所や孤立した地域における医療救護活動（精神医療（DPAT）含む）

※DMAT:災害派遣医療チーム ※DPAT 災害派遣精神医療チーム

- ・①の緊急医療救護所における医療活動が不足する際の活動支援

③病院に対する医療支援（道府県医療班、東京 DMAT、他県 DMAT 等）

- ・被災地域内の病院の診療支援
- ・被災地域内医療機関から近隣地域の医療機関等への患者搬送等

(3) 保健衛生支援

ア 市職員

- ・環境衛生に関する業務
- ・食品衛生に関する業務
- ・医事及び薬事に関する業務
- ・動物衛生に関する業務
- ・保健栄養に関する業務
- ・難病対策に関する業務
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する業務
- ・感染症対策に関する業務
- ・通常業務に戻す準備

- イ 応援職員（市職員とのエリア分けを行い活動）
 - ・避難所（指定、自主）における保健衛生活動
 - ・自宅避難者に対する保健衛生活動

4 応援職員等に求める要件

☒ 有

(1) DHEAT・DMAT・DPAT

それぞれ所定の研修を受け、厚生労働省に登録されている者

(2) 医療支援

医師・薬剤師・歯科衛生士・柔道整復師・看護師の資格を有する者

(3) 保健衛生に対する支援

ア 環境衛生に関する業務・食品衛生に関する業務・医事及び薬事に関する業務
衛生監視員の資格を持っている者

イ 動物衛生に関する業務
獣医師

ウ 保健栄養に関する業務（健康管理）
保健師・栄養士

エ 難病対策に関する業務
保健師

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する業務
保健師

カ 感染症対策に関する業務
保健師

※被災状況に合わせ、チームの人員構成を検討し要請する

※全てのチームに事務担当職員の配置は必要

☐ 無

5 支援に係る手順等

支援の準備

(1) 情報集約

対応や活動拠点・宿所等の状況など、支援の受入れに必要な情報の調査・集約を行う。

(2) 応援要請

ア 必要性の判断

被災状況等を考慮の上、応援要請の必要性を判断する。

イ 割当の調整・要請の決定・実施

応援受入れ先の割当や人数を調整し、決定する。

(3) 受援の準備

ア 連絡調整

東京都等に要請を行うとともに、本市の被災状況やライフラインの復旧状況等の情報を発信し、応援職員の人数や到着時期、携行品などの事項について調整する。

イ 必要な資機材の準備

業務に必要な資機材を準備する。不足が想定される場合は、応援団体に持参してもらうよう要請する。

ウ 活動拠点等の確保

応援職員が活動する待機場所やミーティングスペースについては、職員会館第一会議室・大横保健福祉センター・本庁舎東側駐車場（DMAT隊の車両待機場所）を活用する。（なお、その他の駐車場、宿所、食料、飲料水、燃料については、応援団体側で確保することを基本とする。）

エ 業務の内容・手順等の整理

応援職員が行う業務の内容・手順等を整理した業務マニュアル等を作成し、応援職員等に配布できるよう準備しておく。

(4) 受入れ

ア 状況報告

応援職員を受入れ状況報告を市災対本部に行う。

イ 取りまとめ

受入れ状況のとりまとめを行う。

ウ 業務内容等の説明

応援職員が行う受援業務の内容・手順等について説明を行う。

(5) 受援の実施

ア 応援職員との情報共有

定期的にミーティングを行うなど、応援職員に対し、業務内容の指示や情報共有を行う。

イ 業務の実行管理

受援業務の実施状況について市災対本部に報告する。また、業務量及び必要人員を勘案し、必要に応じて、応援職員の追加要請や業務内容の変更を検討する。

ウ 応援職員の交代

応援職員の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう、情報共有等に配慮する。

(6) 受援の終了

ア 終了の判断

受援業務が終了する場合、又は業務に必要な人員が庁内で充足するなど、受援の必要性がなくなった場合は、受援の終了を判断する。

イ 決定・実施

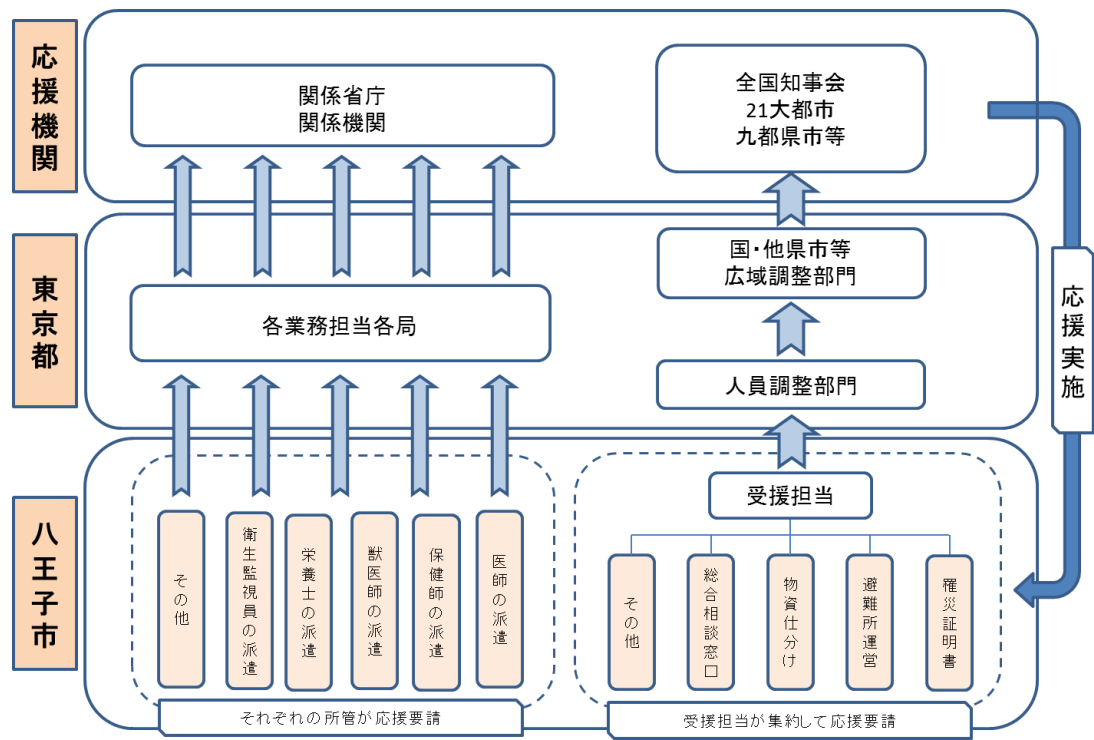
受援の終了を決定し本部に伝達する。

6 派遣時に求める資機材等

特になし

応援を依頼するフロー図

(1) 都経由で依頼する受援



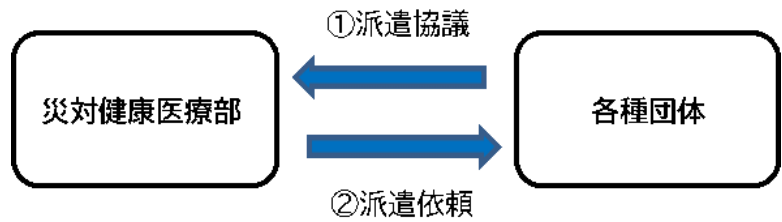
項目	都担当部署	連絡先
医師の派遣等（DMAT）	福祉保健局医療政策部救急災害医療課	
（心のケア）	福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課	
保健衛生に関すること（DHEAT 等）	福祉保健局保健政策部保健政策課	

(2) 中核市市長会・姉妹都市・甲州街道サミット参加市・その他（川越市・相模原市）

受援総括班が主体となり調整をするため、健康医療部は受援総括班と受入れ調整を行う。なお、各市から直接健康医療部へ応援の申し出があった場合は、受援総括班と調整のうえ、健康医療部で対応することもある。

（八王子市災害時受援応援計画 P 1 9 参照）

(3) その他（各種団体から派遣要請があった場合）



応急給水

1 業務の概要

東京都水道局との役割分担に基づき、災害時給水ステーション（給水拠点、車両輸送、及び避難所等）で応急給水を実施する。

2 担当所管

水循環部水環境整備課

※ 応急給水実施の協力所管：資源循環部、環境部

3 活動内容

(1) 市職員

応急給水拠点で市民に水を配布、避難所等で応急給水栓の設置、
仮設給水タンクの設置、消火栓からの仮設給水栓の設置、
給水車による給水活動

(2) 応援職員

応急給水拠点で市民に水を配布、避難所等で応急給水栓の設置、
仮設給水タンクの設置、消火栓からの仮設給水栓の設置

4 受援依頼先と内容

(1) 東京都水道局

役割分担に基づき主に車両輸送による水の給水支援

- ・ 給水拠点から 2 km 以上離れている避難場所へ車両輸送による給水活動
- ・ 水を供給できない給水拠点への車両輸送による給水活動
- ・ 車両輸送により避難場所に設置された仮設給水槽への給水

(2) 受援総括班

災害時給水ステーションで市民に水を配るための人員確保

※ 災対水循環部と応急給水実施の協力所管（災対資源循環・環境部）により応急給水活動を行うが、状況によって応援要請を検討。

5 応援職員等に求める要件

- ☐ 有
☒ 無

6 受援に係る手順等

- (1) 災害時給水ステーション（給水拠点、車両輸送、及び避難所等）の状況を確認する。

(2) ①給水ステーションを開設している場合

- ・設置した仮設給水タンクへの水の補給が必要な場合は、都災害対策本部を通じて東京都水道局へ要請するとともに八王子給水事務所に連絡する。
- ・市民に水を配るための人員が不足する場合、受援総括班へ応援要請する。

②給水ステーションを開設する場合

- ・車両輸送による水の供給が必要な場合、都災害対策本部を通じて東京都水道局へ要請するとともに八王子給水事務所に連絡する。
- ・市民に水を配るための人員、避難所等で応急給水栓の設置や仮設給水タンクの設置を行うための人員が不足する場合、受援総括班へ応援要請する。

7 派遣時に求める資機材等

特になし

8 その他

【参考】 応急給水における東京都水道局と市の役割分担

応急給水の 種別	概 要	役 割 分 担	
		局	市町
災害時給水ステーション(給水拠点) (浄水場(所)・給水所の改造(注)前)	応急給水用資器材の設置を行うほか、給水車等への注水作業、住民への給水活動を実施する。	1 応急給水用資器材の設置 2 住民への給水活動(市町へ引き継ぐまで) 3 給水車等への注水作業	住民への給水活動
災害時給水ステーション(給水拠点) (浄水場(所)・給水所の改造(注)後)	浄水場(所)、給水所等において、応急給水エリアの鍵を局職員又は市町職員等が解錠し、資器材の設置が不要な蛇口等から、応急給水活動を実施する。	1 施設被害等により、応急給水資器材の設置が必要な場合は、資器材設置を行う。 2 給水車等への注水作業	住民への給水活動
災害時給水ステーション(給水拠点) (応急給水槽)	応急給水用資器材の設置を行うほか、給水車等への注水作業、住民への給水活動を実施する。	——	1 応急給水用資器材の設置 2 住民への給水活動
災害時給水ステーション (車両輸送)	災害時給水ステーション(給水拠点)からおおむね2キロメートル以上離れている避難場所で必要があると認める場合、都本部を通じ応急給水の要請があった医療施設、福祉施設、水が供給できない給水拠点等について、状況に応じて実施する。	1 車両、仮設水槽等への注水 2 水の輸送 3 要請機関等へ給水場所の情報確認(避難者数、仮設水槽の設置等)	1 住民、施設利用者等への給水活動 2 仮設水槽の設置・管理

応急給水の 種別		概 要	役 割 分 担	
			局	市町
仮設給水栓等による応急給水	災害時給水ステーション(避難所等)の避難所応急給水栓	局から市町へ譲渡した資器材を使用し、避難所等に保管してある応急給水栓を用いて、市町が局へ通水状況等の状況を確認した上で、応急給水を行う。	(市町からの連絡に伴う) 通水状況等の確認	1 局へ通水状況等の確認 2 給水栓の設置 3 住民への給水活動
	災害時給水ステーション(避難所等)の消火栓等 (注)市町へ貸与した資器材を使用する場合	局から市町へ貸与した資器材を使用し、あらかじめ局が指定した避難所や市町所有の施設などの応急給水実施場所において、市町が局へ通水状況等の状況を確認した上で、応急給水を行う。	(市町からの連絡に伴う) 通水状況等の確認	1 局へ通水状況等の確認 2 仮設給水栓の設置 3 住民への給水活動
	災害時給水ステーション(避難所等)の消火栓等 (注)上記以外	病院、福祉施設、水を供給できない給水拠点及び多量の水が必要となる避難所など応急給水計画上の必要な拠点又はメータ下流部の給水装置が破損等により使用できず、特に給水が必要な場合、給水装置の復旧を待たずに実施する。	1 仮設給水栓の設置 2 住民への給水活動 (市町へ引き継ぐまで)	住民への給水活動

注 改造とは、浄水所、給水所等の一部を柵で仕切った応急給水活動区域に常設給水栓等を設置して、局職員の到着前に市町職員、地域住民等が応急給水活動を行えるように整備することである。

東京都水道局作成「東京都水道局震災応急対策計画(平成31年1月改定)」から引用

下水道施設復旧

1 業務の概要

発災後、下水道施設については、下水道管路埋設位置の道路陥没やマンホール浮上等による交通機能への支障や、下水道施設の損傷により下水の排水不良が生じ、衛生環境の悪化等が想定される。

そのため、下水道管路埋設位置の路面変状等について調査し、二次災害の防止などの安全対策工事を行うとともに、下水道の機能を迅速に確保するための復旧対策を検討し実施していく。

2 担当所管

水循環部水再生施設課

3 活動内容

(1) 市職員

統制・管理業務、下水道施設被害状況調査・点検指示、応急復旧工事、復旧計画作成等

(2) 応援職員

下水道施設被害状況調査・点検業務、応急復旧工事等

4 応援職員等に求める要件

- ☒ 有 （ 下水道施設に関する知識・経験、資機材等を有する者 ）
☐ 無

5 受援に係る手順等

- (1) 災対水循環部を設置し、下水道施設の被害状況を把握するとともに、応急復旧工事について迅速・的確に指示する。
- (2) 管路、マンホールポンプ等の下水道施設について、被害状況を確認するための緊急点検を行い、応急復旧工事を行う。
- (3) 緊急点検及び応急復旧工事等については、関係事業者と連携して行う。
- (4) 緊急点検及び応急復旧工事等のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等の業務において、必要に応じて「災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定書」に基づき、公益社団法人日本下水道管路管理業協会へ支援を要請する。
- (5) 緊急点検及び応急復旧工事等において、人員が不足する場合は災害時支援に関するルールに基づき他自治体への応援を要請する。
 - ① 多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール（多摩ルール）
 - ② 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール（関東ルール）
 - ③ 下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）
- (6) 災対水循環部にて下水道災害対応拠点として使用する北野ポンプ場を応援の受入先とし、必要な作業指示等を行う。

6 派遣時に求める資機材等

高圧洗浄車、汚泥吸引車、管内調査用 TV カメラ、水中ポンプ等

道路・河川（水路）・橋梁等応急復旧

1 業務の概要

震災時において、救援救護の生命線となる道路・河川等における障害物の除去、水害から市民を守る河川施設等の機能保全など、膨大な応急復旧業務が発生することが想定される。

2 担当所管

道路・橋梁等

応援要請業務：路政課
連絡・調整業務：管理課 及び部内各課
調査・計画業務：路政課 及び部内各課
除却・復旧業務：補修センター 及び部内各課

河川（水路）

応援要請業務
調査・計画業務
除却・復旧業務

水環境整備課

3 活動内容

(1) 市職員

調査・計画業務担当課及び除却・復旧業務担当課はそれぞれ、応援職員等が行う業務の内容・場所・班編成・ローテーション等を決定し、業務を依頼する。

(2) 応援職員等

建設資機材なし：調査・計画業務
建設資機材あり：除却・復旧業務

4 応援職員等に求める要件

- ☒ 有 （①建設資機材とその操作 または ②土木業務の知識・経験）
☐ 無

5 受援に係る手順等

次のとおり、道路交通部と水循環部がそれぞれ対応するが、両部が共に応援要請をする場合は、道路交通部路政課が両部の内容を取りまとめの上、要請を行う（対外的な窓口の一本化）。

道路・橋梁等

- (1) 各業務担当は、必要な応援職員等の要件・人数・資機材を決定し、路政課に報告する。
- (2) 路政課はそれを取りまとめ、東京都建設局災害対策本部に応援を要請する。
- (3) 人員や資機材が不足する場合は、市の受援総括班に中核市からの応援を要請するとともに協定締結先に応援を要請する。

河川（水路）

- (1) 必要な応援職員等の要件・人数・資機材を決定し、東京都建設局災害対策本部に応援を要請する。
- (2) 人員や資機材が不足する場合は、市の受援総括班に中核市からの応援を要請するとともに協定締結先に応援を要請する。

6 派遣時に求める資機材等

ヘルメット、安全靴等、担当する業務に応じたもの

道路・河川（水路）・橋梁等応急復旧
路政課・水環境整備課作成

7 民間協定締結先

- (1) 応急対策業務に関する協定 : 八王子建設業協会、八王子砕石協会、オートレッカーマキタ、
社団法人 東京都自動車整備振興会八王子支部
- (2) レンタル機材の提供に関する協定 : 株式会社アクティオ、株式会社ニッケン
- (3) 緊急輸送路の確保に関する覚書 : 一般社団法人 日本自動車連盟八王子支部

福祉避難所運営

1 業務の概要

福祉避難所に関しては、その被災状況を確認の上、災害対策本部と連携を図り、開設が必要と判断した場合、早期に運営体制を構築する必要がある。

福祉避難所運営に係る業務は、個人情報保護や衛生管理の観点から、情報や食品の管理など行政職員が直接担うことが望ましい業務について、人員が不足することが見込まれる場合、災害福祉広域調整センターに速やかに応援要請を行う。

2 担当所管

- (1) 応援要請業務：福祉政策課
- (2) 福祉避難所管理業務：高齢者いきいき課、障害者福祉課

3 活動内容

- (1) 市職員 統制・管理業務、現場・窓口業務
 - ・福祉避難所との連絡調整
- (2) 応援職員 現場、窓口業務
 - ・災対福祉部への報告・連絡等
 - ・避難所における情報収集・管理・共有
 - ・食糧・物資管理
 - ・衛生的な環境の整理
 - ・要配慮者の介護

4 応援職員等に求める要件

- ☒ 有 （可能な範囲で福祉職が望ましい）
- ☐ 無

5 受援に係る手順等

- (1) 福祉避難所の被害状況等を確認し、福祉避難所運営体制（市職員）を構築。
- (2) 安全を確認後、福祉避難所を開設し、支援を要する高齢者等及びこれらの者を支援する家族等（避難支援者）の受入れを開始。
- (3) 福祉避難所への受入れ状況により、人員の不足が見込まれる場合に高齢者いきいき課、障害者福祉課は受援の人数を算定し、福祉政策課が取りまとめて災害福祉広域調整センターに応援要請を行う。
- (4) 到着する応援職員は福祉政策課が受入れを行い、受援の人数算定に基づき、高齢者いきいき課、障害者福祉課に引き継ぎを行う。
- (5) 高齢者いきいき課、障害者福祉課は、避難所別に応援職員を振り分け、移動を支援する。
- (6) 応援職員が避難所に到着したら、市職員が業務説明を行う。

6 派遣時に求める資機材等

特になし

し尿等収集に係る業務

1 業務の概要

大規模災害発生時に、断水や停電、便槽や給排水管の損壊、汚水処理施設の被災等により、多くの地域において水洗トイレや汲みとりトイレが使用できなくなる場合が想定される。その場合、災害発生直後に避難所等に設置する仮設トイレは排泄物で一杯になり、劣悪な衛生状態となることも少なくない。そのことが苦痛でトイレに行きたくなくなり、水分や食事を控えてしまい、その結果、脱水症状や体力低下などの健康悪化を引き起こすことがある。災害時には、安心して使用できるトイレを確保することが重要であり、こうした災害での事例を踏まえてトイレ対策の充実を図ることが求められていることから、し尿等収集に係る業務については、迅速に収集に係る協定先に要請を行うとともに、必要に応じて都へ連絡をする。

2 担当所管

水循環部水再生施設課

3 活動内容

(1) 市職員

統制・管理業務、し尿等収集の指示

(2) 応援職員

し尿等収集

4 応援職員に求められる要件

- ☒ 有（ し尿等収集経験者 ）
☐ 無

5 受援に係る手順等

- (1) 災対水循環部を設置し、汚水処理施設の被害状況を把握するとともに、避難所の仮設トイレ設置状況を把握する。
(2) 環境協議会（市内許可業者）に対して、協定に基づきし尿等の収集を指示する。
(3) 更なる応援が必要な場合は、東京都環境局廃棄物対策課（XXXXXXXXXX）に連絡する。

6 派遣時に求める資機材等

収集車、人員

物資要請入力画面 (DIS)

支援要請 入力			
要請管理入力		保存 キャンセル	
要請区分	物資調達 ▼ 食品 ▼	要請日時	2017/12/13 22:02
納品希望日	2017/12/15	要請件名	
《要請元》			
区市町村名	千代田区	輸送先名称	
所属(部署名)		住所	
担当者名	千代田区	輸送先担当者	
連絡先	(電話) []	連絡先	(電話) []
	(FAX) []		(FAX) []
	(MAIL) [ev@nk-off.com]		(MAIL) []
《物資輸送先》			
要請項目入力			
要請項目名	要請数(単位)	備考	
35食/缶クラッカー 35食/缶	[] 食	[]	
100食/箱ショートブレッド 100食/箱	[] 食	[]	
50食/袋アルファ化米(五目) 50食/袋	[] 食	[]	
50食/袋アルファ化米(わかめ) 50食/袋	[] 食	[]	
1食/袋アルファ化米(白粥) 1食/袋	[] 食	[]	
1食/袋アルファ化米(白米) 1食/袋	[] 食	[]	
20食/箱カップ麺	[] 個	[]	

物資要請状況確認画面 (DIS)

支援要請(YK-002773) 詳細

要請管理

要請元完了要請一覧入

必須情報

要請区分	物資調達 食品	要請日時(状況)	2018/01/01 0:00
要請番号	YK-002773	要請件名	
要請状況	要請中	都での対応状況	完了
納品希望日	2018/01/01		

《要請元》

区市町村名千代田区

所属(部署名)

担当者名区市町村機能確認

連絡先(電話) 03-xxxx-xxxx

(FAX)

(MAIL)

《物資輸送先》

輸送先名称

住所

輸送先担当者

連絡先(電話)

(FAX)

(MAIL)

要請項目

回答日時2018/01/01 0:00

回答者情報・資料班 / 各局調整 部門

電話番号03-xxxx-xxxx

FAX

経過報告現状の確認中です。

お届け予定日2018/01/01

要請項目	要請数(単位)	回答数(単位)	備考
クラッカー	35食/缶	10,000食	10,000食
ショートブレッド	100食/箱	10,000食	10,000食

令和2年(2020 年)1月 発行
(令和6年(2024 年)2月一部修正)

八王子市災害時受援応援計画(公開用)

発行:八王子市生活安全部防災課
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
電話(直通) 042-620-7208
(FAX) 042-626-1271